

平成28年(ワ)第468号 平成29年(ワ)第212号

平成30年(ワ)第224号 令和元年(ワ)第262号

原告 小坂正則 外513名

被告 四国電力株式会社

令和4年7月14日

大分地方裁判所

民事第1部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 徳田靖之

弁論更新にあたっての意見

私は、弁論更新にあたって、本件訴訟の各争点の内、司法審査のあり方等について、原告らの主張を説明することといたします。

1 本件訴訟の特徴と私たちの思い

(1) 提訴に至った経緯

私は、先ず、私たち大分訴訟の特徴と言いますか、私たちがこの訴訟において何を目指しているのかについてご説明したいと思います。

本件訴訟は、全国各地の原発訴訟の中で最も遅く提起されたものです。訴訟提起の直接的な契機となったのは、平成28年4月の熊本・大分地震でした。東日本大震災の際の福島第一原子力発電所の大事故を目の当たりにしていた私たちは、震度5弱という強震を体感したなかで、伊方原発周辺で大規模な地震が発生した場合に、私たちの身に何が起こるのかという危機感を、身をもって感じることになったのです。原告数が569名という大規模な集団訴訟となっているのは、原告一人一人がこうした危機感を共有したうえでのことです。

裁判長はご存知かどうか分かりませんが、この大分地裁は、伊方原発から60km程度の地点に存在します。その意味で原発の最も近くに存在する裁判所で

あり、伊方原発に万一重大事故が発生した場合には、その被害を直接受けることになる裁判所でもあるのです。

(2) 大分訴訟の特徴

後発の私たちは、提訴にあたって、先行する原発訴訟から多くのことを学びました。それと同時に以下の点に疑問も感じました。

第1は、裁判が余りに長期化しているのではないかとということです。

第2は、裁判が余りに専門的になりすぎているのではないかとということです。

これは、原発の安全性という科学的・専門技術的な分野を争点とする以上やむをえない側面があるとはいえ、是正されるべきであり、私たちは、工夫をこらして、迅速でわかりやすい裁判を実現することを目指すことにしました。これが大分方式と呼ばれる本件訴訟の特徴です。

第1は、裁判の迅速化を実現するために争点の絞り込みと争点整理表の作成を行ってきました。

裁判長、お手許の争点整理表を見てください。

原告らは、争点を4つに絞り込み、これを13頁にまとめています。（被告の方は、44頁に及んでいますが。）

第2は、書証の活用による人証の絞り込みです。

原告らは、専門家証人を一人に絞っています。

第3は、誰にも理解できる裁判過程の実現を目指していることです。

私が本件訴訟に参加して最初に戸惑ったのは、「基準地震動」とか「応答スペクトル」「アスペリティの応力降下量」といった言葉自体の難解さでした。

原発訴訟は、住民の生命と健康に直結する訴訟であり、私たち一人一人が判決に至る過程において争点の所在を具体的に理解しつつ参加することが何よりも必要です。高度の科学技術論を装って、真実が隠蔽されることは絶対に許されないと決まっています。

それ故に、私たちは、何よりも、平均的な法曹関係者が理解可能な形で争点を平易化することを心がけてきました。

2 司法審査のあり方について

(1) 原発訴訟における「司法審査のあり方」論の位置付け

私たちは、原発訴訟における最大の争点は、「司法審査のあり方」であると認識しています。

後発訴訟として、先行する各地の訴訟における司法判断（判決及び仮処分決定）を分析した結果、私たちなりに、到達した結論は、原発の操業を差し止めるかどうかの司法判断の分かれ目は、次の3点にあるというものでした。

第1は、裁判官が、福島第一原発の悲惨な事故を、一人の人間として、どのように受け止めているのかという問題です。

第2は、裁判官が、原発訴訟における司法の役割（使命）をどのように理解しているのかという点です。

余りにも科学的・専門技術的な分野に属することであり、原子力規制委員会等の専門家の判断に委ねるしかないとして、司法の役割を限定的に捉えて追認するのか、憲法によって委任された司法の責任において、あくまで、法の支配を実現すべく、司法としての具体的な判断を示すことに拘るのかという点です。

第3は、原発の安全性を司法として判断するにあたっての「判断枠組み」ないし判断基準をどのように設定するのかという点です。

このハードルをどのような高さに設定するかによって、これまでの司法判断が分かれてきたのだということです。

私は、本件訴訟の審理を担当するにあたって、裁判官の皆さんに、是非とも、この3点に留意していただきたいのです。

(2) 「司法審査のあり方」を定めるうえでの前提事実

私たちは、「司法審査のあり方」を定めるうえで、次の3つのことが前提とされなければならないと考えています。

第1は、原発事故の絶対的な悲惨さ、重篤性です。

万一、事故が発生したら、取り返しのつかない被害を及ぼすことになるというこの事実こそ、東日本大震災の歴史を踏まえて、私たちが何よりも前提とし

なければならぬ事実です。

第2は、原発の安全性を判断するうえで必要不可欠とされる地震及び火山事象の予測にかかる科学（地震学や火山学）の不確実性です。

今後起こりうる地震や火山事象を正確に予想することが不可能であるというこの哲理は、福島第一原発事故をもたらした東日本大震災の規模を予測できなかったという厳然たる事実によって裏付けられています。

この自然事象の予測不確実性こそが、「司法審査のあり方」を決定的に拘束する前提事実です。

第3は、原発の安全性を判断するにあたっての資料の偏在という事実です。

その資料は、私たち原告の側においては入手が絶対的に困難であり、一方的に電力会社に集中しています。

この資料の偏在という事実は、安全性を司法審査するにあたっての立証責任のあり方を決定的に規定する事実です。

(3) 「司法審査のあり方」における争点の所在

私たちは、「司法審査のあり方」をめぐる争点を次の3点にあると考えています。

第1は、原発に求められる安全性の程度です。

第2は、原発の安全性を判定するにあたって想定すべき自然災害の規模の如何です。

第3は、第2の争点を判断するにあたって、科学的知見をどのような基準で採用すべきかということです。

(4) 原発に求められる安全性の程度について

ア 私たちは、原発に求められる安全性の程度については、福島原発事故のような過酷な事故を起こさせないという意味での安全性が求められると主張しており、これを「限定的」絶対的安全性と表現しています。

その意味は、「災害が万が一にも起こらないようにするため」に求められる安全性（伊方原発行政訴訟最高裁判決）と言い換えることができます。

イ 私たちが、人格権に基づく差止請求権として構成される訴訟において、こ

のようなある意味で、抽象的・一般的とも言える安全性を必要とするのは、次の２点を理由にしています。

第１は、繰り返しになりますが、原発事故の過酷性・不可逆性にあります。

第２は、過酷な事故が、原子力規制委員会によって安全とされていた福島原発で現実に発生しているという厳然たる事実です。

ウ そのうえで、このような安全性に関する立証のあり方については、原発という施設の構造に由来する機密性及び安全性判断に求められる科学性・専門技術性を考慮すれば、被告において、安全性についての第一義的な立証責任を負うというべきであり、原告らは、これを反証すれば足りるというべきです。

こうした法理論は、密室内というべき場所で発生し、その判断に専門性が求められる医療事故訴訟等で確立したものであり、原発訴訟において当然採用されるべきものと考えます。

エ そして、この立証責任のあり方をめぐる判断こそが、先行する司法判断における結論を分ける大きな要因であったということ、裁判所には是非とも認識しておいていただきたいのです。

(5) 安全性判断にあたって想定すべき自然災害の規模について

ア この点に関する原告と被告の主張の対立点は、想定すべき自然災害の規模について、現在における科学技術的知見を前提としたうえで、予測される最大規模の自然災害を想定すべきか、合理的に予測される規模で足りるのかという点にあります。

原告らが、最大規模を想定すべきだと主張する理由は、以下の点にあります。

第１は、そもそも、地震や火山事象について、将来予測を正確に行うことには、科学的にも専門技術的にも限界があるということです。

第２は、被告の主張が、何をもって合理的と評価するのかということが全くあいまいであり、結局のところ、「新規制基準」によることになってしまうのですが、同基準における審査基準とされている地震ガイドも火山ガイド

も合理的とは言い難く、住民側の請求を排斥した裁判を含む多くの司法判断においても、科学的に不確定、不正確とされているということです。

第3は、合理的に予測される規模で足りるという見解は、万が一という事態が生じた場合における対応を「社会通念」なる判断基準で免責してしまうということです。これでは、結局のところ、東日本大震災のような万が一の災害が発生した場合における対応を必要がないとする見解に帰着してしまうのです。

先行判例において、住民らの請求を排斥した判断は、この点において、致命的な過ちを犯していると私たちは考えます。

イ この想定すべき自然災害の規模をめぐる主張の対立は、次のような場面で具体的な相違を生み出します。

第1は、東南海トラフ巨大地震の規模の予測です。

30年以内に発生することが確実視されているこの巨大地震が、どの範囲にまで及ぶと予測するのかについては、琉球海溝にまで及ぶという学説があり、その場合には、被告の想定を超えた巨大地震になることが明らかにされています。また、この東南海トラフ巨大地震が、東日本大地震のような連続的な大地震の発生につながりうるのかどうかについても、科学者間で意見の対立があります。

第2は、想定すべき火山事象についてです。

後ほどご説明いたしますが、阿蘇4巨大噴火に準じた爆発を想定して、降下する火山灰の量を判断するのか、被告が想定した過去の九重山噴火で足りるのかという対立です。

その意味で、この点に関して、どのような判断基準に立つのかということが決定的に重要となります。

(6) 自然災害の規模を想定するにあたっての科学的知見の採否のあり方

ア 私たちは、「司法審査のあり方」をめぐる最大の争点は、自然災害の規模を想定する際に、複数の専門的見解が存在する場合のその採否のあり方にあると考えています。

この点に関する原告と被告の主張の相違点は、支配的・通説的な見解であれば足りるのか、より保守的な（安全性を重視する）見解を採用すべきかの点にあります。

私たちが、より保守的な見解を重視すべきだと主張する理由は、以下の3点にあります。

第1には、繰り返し述べているとおり、地震や火山等の自然災害を理論的に完全に予測することは原理的に不可能だということです。

結局のところ、いずれの見解も、国内外の過去の事例を参考にしながらの経験則に依拠する仮説にすぎないということです。

したがって、多数の見解であるとか、有力ないし支配的見解であるということは、殆ど意味を有しないのです。このことは、関東大震災の予測の際にも、経験済みの鉄則というべきものです。大正年間に発生した関東大震災に関しては、当時東京大学地震学教室の助教授だった今村明恒氏がその発生を予告していましたが、同教室の主任教授であり「地震学の父」と呼ばれ、ノーベル物理学賞の候補者にもなった大森房吉氏はこれを「浮説」であるとして全面否定し、今村助教授は、世間から「ほら吹き」と嘲笑されるに至っています。この歴史的事実は、地震予測が如何に困難であるのかということを示すとともに、学会における権威や支配的見解なるものが、こと地震のような自然現象の予測に関しては意味をなさないことを示しています。そして、こうした歴史の教訓が今も生きていることを、私たちは、東日本大震災でいやというほど思い知らされたばかりです。

第2は、これも繰り返し述べているとおり、原発事故は、万一発生すると、取り返しのつかない過酷で不可逆的な被害を生じるのであるから、より安全性を重視する見解こそが尊重されなければならないということです。

第3は、原発の安全性という高度に専門性の高い分野における見解の当否を法の見地から判断するという司法の場においては、安全性という見地に立った判断を下す以外にはないということです。

イ 私たちは、先行する司法判断の中で、司法としての良識を最も示したもの

は、令和2年1月17日広島高裁決定だと思っています。

この決定は、不当にも異議審で取り消されてしまいましたが、想定される自然災害の規模や活断層の有無に関しての複数の専門的見解が存在する場合においては、より保守的、より安全性重視の立場の存在を考慮すべきであるとの考えに基づいた判断を示しています。

(7) まとめ

以上に述べた「司法審査のあり方」こそが本件における最大の争点であり、司法に身を置く者として、その使命を果たすうえで最大限に考慮すべきことであることを重ねて強調して、私の弁論を閉じさせていただきます。